

## 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方に係る分担グループにおける検討について（中間報告）

### 1. 主な意見

#### (1) 取り組み課題についての考え方

1) 検討の対象範囲：食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション

2) 「透明性」の定義（どのような状態を“透明性が確保されている”と言うのか）

以下のような例示があった。

- ・リスク評価のプロセスと判断基準が外部に明示されていて批判的な検討が可能であること
- ・決定事項だけではなく、評価過程で出された意見や見解を並行して示すことで国民が判断できるようにすること
- ・探したいときにどこを探せば良いかが判っていること

3) 透明性が確保されているかどうかの判断について

- ・情報の受け手である国民の評価や意見を正確に把握する方法の検討が必要ではないか。

#### (2) 審議・会議の公開について

- ・公開が原則。
- ・知的財産権の保護という視点からは、すべての審議・会議を一律に“公開すること”はできない場合もある。
- ・公開することができないものについては、知的財産権にかかわる箇所などを省略した議事録を速やかに公開している。
- ・安易に非公開としないということも課題ではないか。

#### (3) 議事録について

- ・公開された審議・会議の議事録については公開することが当然である。
- ・現在の議事録は、すべての発言について記載する『発言記録』となっているが、これでは多くの方は読まないし、却ってわかりにくいのではないか。
- ・全ての情報は提供しうる状態にしておくことは必要だが、委員の発言すべてをそのまま提供することは決して透明性を確保することと同義でない。
- ・今後、『議事録の適当なボリュームや内容のわかりやすさ』などの検討が必要である

#### (4) 今後の進め方の方向性

『情報をより判り易く、より具体的に国民に知らせる』には、どうすれば良いかという点について議論した。

現状の情報の提供は不十分であるとの認識をもち、問題点を共有することと、その問題点を改善するための具体的対応について議論した。

- ・メディアにさまざまな要求をするよりも、食品安全委員会が現在実施しているリスクコミュニケーションについて、内容の評価を行い改善を具体的に実施することが重要である。
- ・情報提供のあり方では、情報が取れない人に対してとれるようにするという点とともに、情報はとろうと思えば取れるのに、利用しない人という人に対しても配慮する必要がある。
- ・考慮すべきこととして、以下のようなことが挙げられた。

ターゲットの問題、文書をまとめる専門家の必要性、  
インターネットによる情報伝達の問題点（インターネットを利用しない人もいる）、  
携帯電話の活用、情報発信のための価格対効果、地域や諸団体との協力、  
新たな情報提供場面（駅、スーパー等）の検討、  
情報の文字数、  
諸外国での事例  
など

以上